

全国一般広島

No49

2014年6月13日

〒733-0013

広島市西区横川新町7-22自治労会館1F

TEL 082-294-4040

FAX 082-294-4043

E-mail:nugw@nifty.com

地位保全・賃金仮払仮処分命令申立事件

賃金仮払いの決定を勝ち取る！(6月10日) 団体交渉も拒否、不当な解雇は許さない！

福山市にある建築・不動産関係の会社、H有限会社に働く、Sさんは、入社当初から労働条件がはっきりせず（営業でのガソリン代負担や業務報告など）、社長に明らかにしてほしいと直訴しても埒が明かず、労働局の斡旋にて解決を試みましたが、しかしまとまらず、そのうち社長からの執拗な退職強要、嫌がらせが始まり、その相談の電話から2013年10月29日、全国一般合同支部に加入しました。



「退職強要を直ちにやめるよう」組合から団体交渉を申し入れたものの、会社は交渉申入れ事項とは全く関係のない理由をあげ、団体交渉を拒否してきました。そして12月6日、「1月6日付けで解雇する」と通告してきました。

解雇の理由は、「業務命令に従わない」「協調性が無く会社の風紀を乱す」「経歴詐称」などまったく事実に反するもので、社長に改善を求め、労働組合に加入したことなどに対する報復でもあります。そもそもの原因は、社長が労働条件をはっきりと明示しなかったことです。Sさんは働くうえで当然のこととして明示を求めたものです。そして団体交渉を拒否し、組合との協議も行わず強行された不当な解雇でした。

Sさんは、これを不服とし、労働審判で解決を図ろうとしましたが、第1回目でまとまらず、2014年2月6日、地位保全と賃金仮払いを求め裁判所に申し立てました。裁判官の和解に対し、一銭も支払いたくない社長はかたくなに拒み、最後には復職せよとまで言いましたが、結局その場しのぎでその気はなく、5月8日和解協議は打ち切り、裁判所の決定を待ちました。

6月10日、広島地方裁判所は、「会社が解雇理由として挙げる事情は、いずれも客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認めることができない。本件解雇は、解雇権の濫用にあたり無効である」とし、請求額していた月額20万円満額を認め来年4月まで支払え、という決定が出ました。仮処分にしては時間がかかりましたが、こちらの主張を受け入れ判断されました。次は、本訴での裁判闘争になります。この決定をいかし解決を迫っていきます。

第1回目の期日は6月26日です。